

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月28日

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役
社長 兼 CEO 魚 谷 雅 彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03 (3572) 5111

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 堂 園 正 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03 (6218) 5490

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 堂 園 正 樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 464,762,400円
(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 464,821,500円
(注)1 本募集は、当社の取締役を対象者とした2018年3月27日に開催した当社定時株主総会の承認決議の範囲内における2019年2月21日開催の当社取締役会の決議、及び当社または当社の完全子会社の執行役員等を対象者とした2019年2月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。
2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月21日に関東財務局長に提出した有価証券届出書、2019年3月26日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び2019年3月27日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2019年3月27日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 3,600個(新株予約権1個につき100株)(注)2 (注) 上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。 |
| 発行価額の総額 | 金463,598,600円 (注) 2019年2月15日の時価を基礎として算出された見込額です。 |
| 発行価格 | <p>発行価格は、以下の算式及び(1)から(10)の基礎数値に基づき、Hull-White型の修正二項モデルにより算出した当社普通株式1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。</p> <p>株価ツリーの生成</p> <p>オプションの発行日～満期日の間(T)を、N個の微細な期間($t = T/N$)に分割し、各々の時点i ($0 \leq i < N$)における株価を$S_{i,j}$としたとき、次の時点$i + 1$で成立する2つの株価($S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}$)を次の式により求める。</p> $S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \qquad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$ <p>ここで、u、dは上昇率・下落率で、ボラティリティを σ とすると、</p> $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \qquad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>で表される。</p> <p>オプション価値の算定</p> <p>で生成した株価ツリーをもとに、次の式により、$i = N$ 時点から遡り、$i = 0$時点の価値f_{00}を求める。</p> <p>$i = N$ の場合</p> $f_{N,j} = \max(S_{N,j} - K, 0)$ <p>$0 \leq i < N - 1$ の場合</p> <p>$S_{i,j} \geq KM$ の場合(権利行使期間中)</p> $f_{i,j} = S_{i,j} - K$ <p>$S_{i,j} < KM$ の場合</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1 - p)f_{i+1,j}] + \lambda\Delta t \max(S_{i,j} - K, 0)$ <p>$0 \leq i < N$ の場合(権利確定期間中)</p> $f_{i,j} = (1 - \lambda\Delta t)e^{-r\Delta t}[pf_{i+1,j+1} + (1 - p)f_{i+1,j}]$ <p>ここで、p はリスク中立確率と呼ばれ、下記の式で表される。</p> $p = \frac{e^{(r-b)\Delta t} - d}{u - d}$ <p>オプション価値f_{00}を求めるのに必要となるパラメータは次のようになる。</p> <p>(1) オプションの発行日の株価(S_{00}) : 2019年3月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合には、前日の終値)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) オプションの行使価格(K) : 1円</p> <p>(3) オプション期間(T) : 14.9年(5,452/365日)</p> <p>(4) 権利確定期間() : 2.4年(888/365日)</p> <p>(5) ボラティリティ() : オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率</p> <p>(6) リスクフリーレート(r) : 残存期間がオプション期間に対応する国債の利子率</p> <p>(7) 配当利回り(b) : 1株当たりの配当金(2018年12月期の配当実績) ÷ オプションの発行日の株価</p> <p>(8) 離職率() : ストック・オプション会計基準および適用指針に基づき0とする</p> <p>(9) 行使倍率(M) : 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定</p> <p>(10) ステップ数(N) : 十分に収束する値</p> <p>(注) 2019年3月27日に決定する予定です。</p> |
| | <省略> |

<中略>

- (注) 2 本新株予約権証券の発行については、当社の取締役を対象者として2018年3月27日に開催した当社定時株主総会における承認決議の範囲内で2019年2月21日の当社取締役会で決議された上限個数(1,500個)、及び当社または当社の完全子会社の執行役員等を対象者として2019年2月21日開催の当社取締役会において決議された上限個数(2,100個)の合計であり、2019年2月15日の時価を基礎として算出された見込によると662個になります。

当社の長期インセンティブ型報酬としての株式報酬型ストックオプションは、ストックオプションとしての新株予約権の割当て時と、割当てた新株予約権の権利行使期間の開始時の2つのタイミングで業績条件を課しています。まず、株主総会において割当て上限個数の承認を得た後、実際に新株予約権を割当てる際に、直前事業年度に係る年次賞与の評価指標を用い、0個から上限個数までの範囲内で付与個数の増減を行います。さらに、当該新株予約権の行使期間が開始する際に、その直前事業年度までの連結業績等の実績に応じて、割当てられた新株予約権の30%~100%の範囲で権利行使可能な個数が確定する仕組みとしています。これにより、中長期的な業績向上と戦略目標達成へのインセンティブとしての機能を強化しています。詳細は、「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」の添付書類「第118回 定時株主総会 招集ご通知」の「事業報告 5.当社のコーポレートガバナンスの状況と役員等に関する事項 10 取締役および監査役報酬等」及び「株主総会参考書類 2.議案および参考事項 第5号議案 取締役に対する長期インセンティブ型報酬の決定の件」をご参照ください。

<中略>

5 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 新株予約権の発行数 |
|--|-----|-----------|
| 当社の社外取締役を除く取締役 | 3名 | 1,500個 |
| 当社または当社の完全子会社の執行役員 | 12名 | 1,700個 |
| 2018年12月31日時点まで当社または当社の完全子会社の執行役員であった者 | 3名 | 400個 |
| 合計 | 18名 | 3,600個 |

<訂正後>

| | |
|---------|--------------------------|
| 発行数 | 591個(新株予約権1個につき100株)(注)2 |
| 発行価額の総額 | 金464,762,400円 |
| 発行価格 | 7,864円 |
| | <省略> |

<中略>

- (注) 2 当社の長期インセンティブ型報酬としての株式報酬型ストックオプションは、ストックオプションとしての新株予約権の割当て時と、割当てた新株予約権の権利行使期間の開始時の2つのタイミングで業績条件を課しています。まず、株主総会において割当て上限個数の承認を得た後、実際に新株予約権を割当てる際に、直前事業年度に係る年次賞与の評価指標を用い、0個から上限個数までの範囲内で付与個数の増減を行います。さらに、当該新株予約権の行使期間が開始する際に、その直前事業年度までの連結業績等の実績に応じて、割当てられた新株予約権の30%~100%の範囲で権利行使可能な個数が確定する仕組みとしています。これにより、中長期的な業績向上と戦略目標達成へのインセンティブとしての機能を強化しています。詳細は、「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」の添付書類「第119回 定時株主総会 招集ご通知」の「事業報告 5.当社のコーポレートガバナンスの状況と役員等に関する事項 10 取締役および監査役の報酬等」をご参照ください。

<中略>

5 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。

| 割当対象者 | 人数 | 新株予約権の発行数 |
|--|-----|-----------|
| 当社の社外取締役を除く取締役 | 3名 | 272個 |
| 当社または当社の完全子会社の執行役員 | 12名 | 272個 |
| 2018年12月31日時点まで当社または当社の完全子会社の執行役員であった者 | 3名 | 47個 |
| 合計 | 18名 | 591個 |

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

| | |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式です。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1 新株予約権の目的となる株式の総数は360,000株(注)1とします。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、付与株式数は(注)2の定めにより調整されるものとします。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金463,664,800円 (注) 2019年2月15日の時価を基礎として算出された見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。 |
| | <省略> |

- (注) 1 本新株予約権証券の発行については、当社の取締役を対象者として2018年3月27日に開催した当社定時株主総会における承認決議の範囲内で2019年2月21日の当社取締役会で決議された上限株数(150,000株)、及び当社または当社の完全子会社の執行役員等を対象者として2019年2月21日開催の当社取締役会において決議された上限株数(210,000株)の合計であり、2019年2月15日の時価を基礎として算出された見込によると66,200株になります。
- 2 当社が、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 3 新株予約権の行使請求及び払込の方法
(1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出するものとします。
(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」といいます。)を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)に当社の指定する日時までに振り込むものとします。
- 4 新株予約権の行使の効力発生時期等
募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記3(2)に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとします。
- 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- 6 本新株予約権の目的である株式は振替株式であり、当該振替株式について社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。

<訂正後>

| | |
|---------------------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式です。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1 新株予約権の目的となる株式の総数は59,100株とします。 2 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整されるものとします。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金464,821,500円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。 |
| | <省略> |

(注) 1 当社が、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出するものとします。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」といいます。)を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

3 新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記2(2)に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとします。

4 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

5 本新株予約権の目的である株式は振替株式であり、当該振替株式について社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

< 訂正前 >

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------------|---------------|-------------|
| 463,664,800(注)1、3 | 1,800,000(注)2 | 461,864,800 |

(注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、上記金額は2019年2月15日の時価を基礎として算出された見込額です。

< 後略 >

< 訂正後 >

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------------|---------------|-------------|
| 464,821,500(注)1、3 | 1,800,000(注)2 | 463,021,500 |

(注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。

< 後略 >